員会の決議に依り之をなす事を得。

第十五条の次へ

常任中央執行委員は中央執行委員会の互選に依り中央執行委員長を補佐するものとす。

第十七条を

本聯合に加盟せんとする團体は地方聯合会の決議を経て中央委員会の承認を要す。

第十八条

「中央執行委員会を中央委員会の決議を経て除名す。」

一機関誌発行回数増加の件

提案　荏原地方工場従業員組合

主文

総聯合の機関紙を一ヶ月二回発行にすべし

理由

現在総聯合は月一回発行してゐるが、それは主として議事録、情勢報告であるが、外に一回を増刊して主として教育方面にて充当せられたし。

実行方法

全組合員より実費を徴集する事

具体化に対しては新執行委員会に一任